

平成 29 年 第 9 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 29 年 第 9 回水巻町議会定例会第 1 回継続会は、平成 29 年 12 月 8 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 29 年 12 月 定例会 (第 9 回)

第 1 回継続会

本会議 会議録

平成 29 年 12 月 8 日

水 卷 町 議 会

平成 29 年 第 9 回水巻町議会定例会 第 1 回継続会 会議録

平成 29 年 12 月 8 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 29 年第 9 回水巻町議会定例会第 1 回継続会を開きます。

日程第 1 報告第 8 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、報告第 8 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）の件ですけれども、10 款の教育費の一。

議 長（白石雄二）

古賀議員。マイクをちょっと上げてください。

13 番（古賀信行）

はい。教育費の、小学校施設設備改修事業費ですね。工事請負費の猪熊小学校一。

[「それ違う。」と発言する者あり。]

ここでいいやん。入っとるけ、ここでよかろう。

[「これが違う。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

古賀議員。それは、違うんやないですかね。

13 番（古賀信行）

失礼。議案第 37 号、失礼しました。

[「報告第 8 号ですから。」と発言する者あり。]

13 番（古賀信行）

失礼。失礼。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。報告第 8 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成全員と認めます。よって、報告第 8 号は、承認することに決しました。

日程第 2 報告第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、報告第 9 号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。報告第 9 号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告について、町長報告を終わります。

日程第 3 議案第 32 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 32 号 水巻町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

この新しい条例は、子育てワンストップサービスの導入に対しての町としての条例だと説明を受けました。いろんな保育所の入所とか、児童手当の申請とかをネットでできる。今、なかなか親御さんたちも忙しい中で、非常に助かる人もいるかもしれませんが、いろいろ調べてみますと、やっぱりこれは国が進めている、マイナンバーカードの普及ということは、大きく目的に書いてあるとおりです。

それで、私は、実際に本当にこれをやってみて、利便性が高まるのか。本当にこれ町民にと

って必要なものなのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。そして、これによると、ネットで申請ができるわけですがけれども、例えば、保育所の入所の申し込みなどには、就労証明書とか、診断書、在学証明書などがあるというふうになっていますけれども、こういうところの取り扱いを実際どうしているか。というのが、いろいろ調べてみますと、やっぱり実際にやっているところでも、結局はやっぱり市役所に行って、ネットで申請するけど、いろんな手続きの関係で、なかなかその利便性が高まっていないという話も聞いておりますので、ちょっとその辺を具体的にお願ひします。

議 長（白石雄二）

山田課長。

地域・こども課長（山田美穂）

今、現在の保育所入所につきましては、今、議員が言われましたように、証明資料いろいろですね、所得証明書とか、そういった書類が必要になりますけれども、この子育てワンストップ以外に、今、情報連携といいまして、行政間での情報連携ができるようなシステムも別個で進んでおりますので、そういったところで、町内者であれば、すでに情報は持っているというところで、転入の方につきましては、行政間で情報の連携ができて、そういったことが入手できるということに、今後はなっていくと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

そういう庁舎内での情報連携ということで、マイナンバーカードがそこで必要になってくると思うんですけれども、このマイナンバーカードの普及といいますか、全国的にも1割を満たないような、なかなか進んでいないというところが実際にあると思うんですけれども、これを、水巻でもたぶん低いと思うんですけれども、これを申請するにあたっての、やっぱり手続きというのは、もちろん役場に行かないといけないわけですよね。そういうところの具体的な手続きのやり方として、本当にちょっと利便性が高まるのかというところを質問したいと思います。

議 長（白石雄二）

課長。

企画財政課長（篠村 潔）

井手議員のご質問にお答えいたします。今おっしゃりますように、今回の、子育てワンストップサービス、電子申請をするにあたっては、当然、マイナンバーカードが必要になります。当然、それにつきましては、町の住民課のほうで手続きをしなくてはならないということで、当初の関係は、そういう形で必要になると思います。

ただ、今回の子育てワンストップサービスの電子申請については、あくまでも申請の種類の手法を1つ増やすということなので、今までの書類の提出とか、それをすべて電子申請に変えるというわけではございません。

ですから、その方の、利用者のニーズに応じて、当然、今までどおり窓口に来られて申請をされる方もいらっしゃるでしょうし、ただ、どうしても忙しくて、なかなか昼間来られないとかいう方は、そういう電子申請をするときに、ご自宅でマイナンバーカードを使ってできるということなので、少し選択肢を増やすということになると思います。

当然、最初的时候は、マイナンバーカードの申請等はしなければいけません、いったん作りますと、それ以降の手続きが、毎年必要であれば、それはご自宅ですることができるということなので、そちらを選択される方は、そちらの方を利用していただくということで、先ほど申しましたように、選択肢を増やすということで考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

他にございませんか。質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第32号 水巻町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第4 議案第33号

議 長（白石雄二）

日程第4、議案第33号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第33号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第5 議案第34号

議 長（白石雄二）

日程第5、議案第34号 水巻町国民健康保険税条例の制定についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第34号 水巻町国民健康保険税条例の制定については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第 35 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 35 号 水巻町都市公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありますか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

都市公園の設置及び管理条例ということですが、今回、公募対象公園施設で、レストランとか、カフェとか、そういうものを建てる時の建ぺい率ですかね、これが今まで 100 分の 2 が 100 分の 10 にまで引き上がるという条例改正なんだと思います。

これは、土地緑地法という法律改正に伴う条例改正にはなっているんですが、水巻町の都市公園、たくさんございますが、この中で、このような建物を建築するというのが、もし起きたときに、それを決めていくのは、行政が決める、ここにカフェを作りたいと言って決めるのか。それとも、なんというんですか、民間のほうから作らせてくださいという話になってくるのか。その辺を 1 点お聞きしたいのと、公園という、水巻町内考えてみたときに、大きいものから小さいものまで、都市公園に入っているんですけれども、1 割まで建物を建てていいよっというところが、果たしていいことなのかどうかというところが分からないので、この条例、法律改正にあたって、担当課長は、この法改正をどのように受け止めているか、お聞きしたいと思います。

議 長（白石雄二）

荒巻課長。

建設課長（荒巻和徳）

岡田議員の質問にお答えします。公募対象公園施設につきましては、水巻町では、今のところ担当課としては、その公募をするような予定もありません。ただ、将来的に、そういうふうな施設を民間業者が建てたいということがございましたら、やはり政策会議、議会にお諮りするなどして、将来的には考えていかなければいけないと思います。

それから、この法改正については、国のほうから、この法を改正するというございますので、国に従って、率も 2 パーセントから 10 パーセントですね。最大 12 パーセントということと、運動公園につきましても、100 分の 50 ということの指示がっておりますので、そのとおり改正をしたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

いや、公園というのは、避難場所とかにもなってますし、やっぱり広く空けておくというのが公園としては、私なんかは、そのような感覚なんです。広い、ものすごく広い都会の、

東京のほうの大きな公園なら別ですけれども、水巻なんかにも同じように適用されていく場合に、建物の建ぺい率が結構1割までですよね。広がっていいということになることについて、少し心配する点が私ありますので、担当課としては、法に基づいてということになるんでしょうけれども、私見としては、課長としてはどのように考えておられますか。

議 長（白石雄二）

荒巻課長。

建設課長（荒巻和徳）

岡田議員のご質問にお答えします。やはり公園のあり方というのは、そういう避難場所とか、やはり家族でお遊びするような、そういう広い場所というのが必要じゃないかと思います。

それで、私自身が考える、この10パーセントに引き上げてというのは、市町によっても、かなり違いが出てくるんじゃないかと思います。それで、岡田議員が言われるように、大きな都市が広い公園かといったら、そうでもないと思うんですよね。反対に、面積が狭い公園も都会にはあります。その面積の狭いところに、この公募対象公園施設などを建てる場合については、すぐ10パーセントを上回るというようなことになるので、反対にそういうところにつきまして、その公募型をなるべく取り入れるためには、10パーセントの引き上げが必要なところもあるのではないかと考えます。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

35 ページの改正案と現行と書いてあるところですけども、第2条の3は、現行が100分の2から100分の10に引き上がるのは分かるんですけども。それから、第2条の5ですね。第2条の5の、令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。ですね。そこが議会前説明会で受けたんですけども、それが私の頭の中で、この一。

議 長（白石雄二）

古賀議員。それ、文厚で行ないますので、

13 番（古賀信行）

はい、分かりました。

議 長（白石雄二）

他にございませんか。質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第35号 水巻町都市公園設置及び管理条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第7 議案第36号

議長（白石雄二）

日程第7、議案第36号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第36号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第8 議案第37号

議長（白石雄二）

日程第8、議案第37号 平成29年度水巻町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。岡田議員。

8番（岡田選子）

教育費のところで、小学校の施設等改修事業費で工事請負費、猪熊小学校北校舎防音サッシ等の改修工事の第2期となっております。2千600万円なんですけれども、1期の工事がまだ終わっていないと思うんですね。それで、1期というか。それで5月26日と6月9日に不調となっておりますよね。入札不調で工事が行なわれていないと思うんですが、このことについての説明と、これに関連して、ここが終わっていない中で、またここで補正であげて、追加工事という感じがあがってきているのではないかというふうに受け止めているんですけど、少し説明をいただきたいと思います。

議長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。1期工事につきましては、昨年度北校舎の昇降口等のドアの改修を行っております。それが1期工事というふうになっておりますので、1期工事については、すでに昨年度完了しております。

今回の2期工事の増額については、2回の入札不調がございましたので、設計を見直したところ、増額ということで、今回補正をお願いしている部分ということになります。以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

2 回も不調になるということは、あまりないのだろうと思うんですけども、何か理由があるんですか。

議 長（白石雄二）

課長。

管財課長（原田和明）

お答えします。確かに、2 回とも不調というのは、私も経験がございません。それで防音サッシという、ちょっと特殊、特別な仕様をしておりますし、これの建具の業者が事実上 1 社しかないような状況のようでございます。

それで、1 回、2 回とも、業者のほうに、見積書の、入札時に提出がありますから、入札した業者に確認をしますと、やっぱりこの価格ではあわないというふうな形になりまして。他の業者は、ちょうど従業員といえますか、監督者がいないとか、そういう理由がありましたけれども、価格があわないという理由でもって、入札が 2 回とも不調になったという結果でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

北校舎で、南校舎が終わっているんですかね。それで、南校舎が終わっているということは、前回の業者さんとか、入札参加業者さんとかで、ある程度の価格、入札見積もりする。そういうのは、ある程度、今度は 2 回目北校舎だからですね。準備は、前もって、こう前回よりも上手くできるんじゃないかなというふうには、ちょっと思ったりするんですけども。それがやはり 2 回目の、サッシが特別ということも、もう経験済みということだと思んですが、それでもまだ高く、もう 1 回補正を組まなくてはいけないほどというのが、ちょっと理解しにくいんですけど。

議 長（白石雄二）

原田課長。

管財課長（原田和明）

お答えします。去年でしたかね。南校舎は、かなり規模が、やっぱり校舎の面積も広いし、かなり大規模になっています。それから、北校舎は、先ほど、学校教育課長が言いましたけれ

ども、一部は、すでに実施済みというふうなことで、かなり今回のサッシの取り換えの規模が、非常にかなり、去年よりも小さいというふうな状況もあるようです。

あと、価格が今度2千600万円上がるという内容は、サッシだけの部分じゃございませんで、一部校舎、室内のLED化だとか、それから各教室にあります、子どもがランドセル、カバンやらを置く棚も、非常に老朽化しているというふうなこともありますし、その辺も含めて、今回、2千600万円の増額をしたというふうに聞いております。以上です。

議 長（白石雄二）

他にございませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

まず、前置きして言います。この入札は、総務財政委員会になりますけれども、学校関係やけ、文厚になるけですね、私は、金額について、質問したいから、あえてそれを分かって質問するんです。

それで、2回も不調になっているわけですね。それで、この入札結果表を見たら、1、2、3、4、5、6、7、8社が一。

議 長（白石雄二）

古賀議員。それ文厚ですから。

13 番（古賀信行）

入札の金額は、総務になるでしょうが。総務になるからですね。それが私は困っているわけですよ。

議 長（白石雄二）

内容的に、それは文厚に入ると思いますよ。

13 番（古賀信行）

金額やから、私は、総務になると思うんです。いいですかね。入札関係は、総務になるからですね。質問に入ります。

議 長（白石雄二）

入札じゃなくてですね、それは文厚に入りますので。

13 番（古賀信行）

契約は、でも総務になるじゃないですか。総務財政になるでしょう。管財課やないですか。だから、こんな委員会が2つに分かれているのは、面倒くさいんですよ。それは一。

議 長（白石雄二）

これは、予算案件ですので。文厚に入ります。

13 番（古賀信行）

それなら、これは、管財課長、出席されますか。それならされんじやうが。文厚委員会には。総務財政委員会だから。だから、回答を引き出せないじやうが。それだから、私は、質問しているんですよ。

議 長（白石雄二）

これは、予算についてじやう。そしたら文厚なんじやう。

13 番（古賀信行）

けど、この一。

議 長（白石雄二）

入札関係とかは、これに一。

13 番（古賀信行）

文厚って、分かっていますけどね。具体的な金額については、管財課長じやないと答えられんじやうが。それを言っているんですよ。それを答える課長がおればいいんですよ。文厚委員会で。だから、私は質問しているんですよ。

議 長（白石雄二）

古賀議員。何が聞きたいんですか。

13 番（古賀信行）

金額問題じやう。

議 長（白石雄二）

これ、予算じやう。予算問題じやう。

13 番（古賀信行）

はい。そうですじやう。

議 長（白石雄二）

それならこれ、文厚で行ないますじやう。

13 番（古賀信行）

その文厚の席では、管財課長は出ておられないから、私が、あえてここで質問していると言っているでしょうが。じゃあ、そのときに管財課長が出席されるなら、質問しませんよ。文厚でいい。それなら、そのときに管財課長の出席を要求します。以上です。

議 長（白石雄二）

要求は受けられません。これは、管財課長関係ないでしょう。

13 番（古賀信行）

何で関係ないですか。入札やないですか。

— 古賀議員、机を数回小突く —

議 長（白石雄二）

予算の審議でしょう。

13 番（古賀信行）

予算の審議ですけど。

— 古賀議員、机を数回小突く —

だから、このなぜ2千600万円のお金が増えたというのは、管財の、当の課長じゃないと分からないじゃないですか。入札担当者だから。だから、私は、あえてここで言っているんですよ。それと、他の学校教育課長なんかは答えきりゃいいですよ。工事単価なんかを。それできますか、課長。学校教育課長。他社との比較とかできますか。

議 長（白石雄二）

これは、予算でしょう。文厚やからですよ。

13 番（古賀信行）

それは、分かっています。分かっているんじゃないですか。だから、私のこの質問に対して、答えきる課長がいたらいいんですよ。文厚で。だから、答えきる課長がないから、私は質問しているんですよ。この本会議で。あえて。

議 長（白石雄二）

課長。

管財課長（原田和明）

今、議長おっしゃるのように、これ予算の審議でございますので、議員言われますように、入札は、この予算増額を経て、改めて、おそらく年明けになると思いますが、入札をし、そして、また、改めて5千万円を超える金額であれば、議会に審議をお願いしていただくという段取りになっております。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

今、管財課長が言われたことは、分かりきっています。分かりきっていますけど、文厚委員会で、私の質問に対して、答えきる課長がいれば、私はあえてここで質問しないと言っているんですよ。だから、そのここで何社入札したかも、私以外の議員は分かっていないんですよ。不調に終わったですね。それに最初の入札金額が分からなくてですね、最初の金額が分からなくて、追加を2千600万円を認めるとか、これ第1点。

それから、さっき管財課長が言われていましたように、これは特殊な工事だから、1社だけだと言われました。確かに、九州防衛局は、URの防音工事にしましても、確か1社だけです。だから、べらぼうな高い金額で、私、入札されると思います。なぜ私、こんなことをいうかと言いますと、私は、近隣のある住宅メーカーが防音の家を作っています。

議 長（白石雄二）

古賀議員。これ入札の話じゃないでしょ。

13 番（古賀信行）

だからですね。

議 長（白石雄二）

古賀議員。入札の話でしょ。

13 番（古賀信行）

入札ですよ。だから、管財課長に一。

議 長（白石雄二）

文厚で話してください。

13 番（古賀信行）

だから、そういう一。

議長（白石雄二）

文厚で話してください。

13番（古賀信行）

文厚、おらんやないですか。課長が。入札の課長がおらんやないですか。だから、言っているんですよ。

議長（白石雄二）

あなた、私が何回も言っているでしょう。文厚で話してください。

13番（古賀信行）

課長がおられればいいんですよ、文厚に。そしたら、文厚に議長が管財課長を呼んでくれたら、私はそれで発言しませんよ。

議長（白石雄二）

これは、しかし、入札は関係ないでしょ。

13番（古賀信行）

関係があるから言っているんじゃないですか。

— 古賀議員、机を数回小突く —

これ。入札が1回不調に終わったから、

— 古賀議員、机を数回小突く —

追加予算を認めてくれって、出しているんじゃないですか。ね。管財課が絡んでいるから言っているんです。私は。これ私が文厚で言ったら、それは総務財政っていう議員もおる。だから、私は言っているんですよ。

[「学校教育課長が答弁できたらいいでしょ。」と発言する者あり。]

学校教育課長。そういうなら、あなた、そういう工事の、単価とか、答える能力あったらいいです。それでいいです。そしたら、私は質問をやめます。

[「議長。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

入江議員。

11 番（入江 弘）

今ですね。古賀議員が、馬鹿げたことということで、発言されましたので、不穏当な発言として、本人に削除をお願いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

そういう発言があったら、それは取り消します。謝ります。それで再度言いますが、そういう、私の質問に対して、答えきる課長がおられれば、私は、この発言をいたしません。以上です。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 37 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第 38 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 38 号 平成 29 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 38 号 平成 29 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 39 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 39 号 平成 29 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 39 号 平成 29 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 11 陳情

議 長（白石雄二）

日程第 11、陳情について。本日までに受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおり、文厚産建委員会に付託いたしますので、報告いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 31 分 散会